

総社市告示第8号

総社市こども家庭センター設置要綱（令和6年総社市告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（業務等の内容） 第4条 センターは、次に掲げる業務等を行う。 （1）及び（2）略 <u>（3）</u> 略</p>	<p>（業務等の内容） 第4条 センターは、次に掲げる業務等を行う。 （1）及び（2）略 <u>（3） 伴走型相談支援事業（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に規定する伴走型相談支援を行う事業をいう。）</u> <u>（4）</u> 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。